

環境 だより



10月は「浄化槽強化月間」です

愛知県では、毎年10月を「浄化槽強化月間」と定めています。
浄化槽を管理する方は、法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければなりません。浄化槽を適正に管理し、長く大切に使用しましょう。

保守点検

県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼しましょう
浄化槽の異常を早期発見するためにも必要です。



清掃（汚泥の抜き取り）

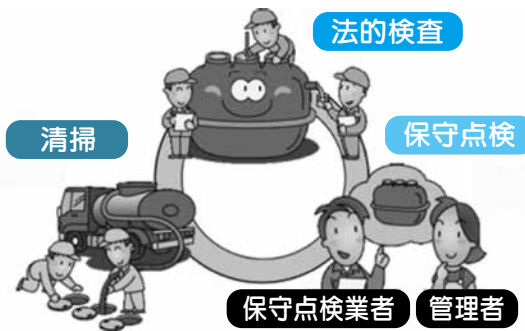
町の許可を受けた清掃業者に依頼しましょう

浄化槽は、使っているうちに汚泥がたまるため、年1回以上の清掃をしなければなりません。汚泥がたまってしまうと適切に処理されない水が排水路に直接流れるようになり、周辺で悪臭が発生するほか水質汚染の原因となってしまいます。

法定検査

年に1回受けましょう

法定検査（水質検査）は
愛知県指定検査機関「（一社）愛知県浄化槽協会」
☎ 052-481-7160 に依頼
してください。



維持管理	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検	概ね 4か月に1回以上	概ね4か月に1回以上 (全ばっ気方式は3か月に1回以上)
清掃	1年に1回以上	1年に1回以上 (全ばっ気方式は6か月に1回以上)
法定検査(11条検査)	1年に1回	1年に1回

合併処理浄化槽設置補助金

大口町では、将来にわたって下水道への接続が予定されていない地域などにおいて既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。対象地域など詳しくは、環境対策室までお問い合わせください。

人槽	限度額
5	35万4,000円
6	41万1,000円
7	
8	51万9,000円
9	
10	

合併処理浄化槽とは

合併処理浄化槽は、トイレの排水のほかに台所やお風呂等から出る生活雑排水も一緒に処理することができるため、水質の悪化を防ぎます。

問合せ先 環境対策室 ☎ 95-1613